## 一般社団法人日本水道工業団体連合会会費負担規程

(改正 昭和55.3.27 第63回理事会承認) (改正 昭和61.3.18 第83回理事会承認) (改正 平成5.4.15 第101回理事会承認)

第1条 正会員は、本規程の定めるところに従い、入会金および会費を負担しなければならない。

第2条 正会員は、入会と同時に入会金として10万円を納入しなければならない。 第3条 会費はこれを通常と臨時の2種とする。

- 2 通常会費は、毎年4月に1ヵ年分を納付しなければならない。但し、年度内において 半期毎分割納入することができる。
- 3 臨時会費は、必要の都度理事会の議決により、徴収率、金額、支払期限を定め、 会員に通知するものとし、通知を受けた会員は指定の期日までに納入しなければ ならない。
- 第4条 正会員のうち会社会員の通常会費負担は「別表1」、団体会員は「別表2」によるものとする。
- 2 前項以外の会員は年額3万円を下らない範囲で本人の申出た金額を理事会において審議の上決定した額とする。

### 附則

年度の途中で入退会の会員は、次の区分により会費を負担しなければならない。

1 負担額は、入(退)会月度を基準として残余(経過)月数に所定会費月額を乗じた金額とする。

但し、団体会員の準備月額については別途算定を行うものとする。

- 2 期間計算は、入(退)会該当月を1ヶ月と見做し、残余(経過)月数に算入する。
- 3 退会における経過扱は、既納会費の有効期間を超える期間とする。

#### (別表1)

# 会社会員の会費基準表

級別		資	4	ζ.	金	月額会費	年会費額
17	1=	千万日	円未清	ij		12,400円	148,800円
16	1=	千万	円以上	3	千万円未満	ā 17, 100	205, 200
15	3	IJ	$\sim$	5	IJ	22, 900	274, 800
14	5	IJ	$\sim$	1	億円 〃	32, 300	387,600
13	1	億円	以上	<b>∼</b> 2	IJ	40, 900	490, 800
12	2	IJ	$\sim$	5	IJ	56, 200	674, 000
11	5	IJ	$\sim$	10	IJ	84,600	1, 015, 000
10	10	IJ	$\sim$	20	IJ	120, 700	1, 448, 400
9	20	IJ	$\sim$	30	IJ	160, 600	1, 927, 200
8	30	IJ	$\sim$	50	IJ	194, 800	2, 337, 600
7	50	IJ	$\sim$	70	IJ	232, 800	2, 793, 600
6	70	IJ	$\sim$	100	IJ	308, 800	3, 705, 600
5	100	IJ	$\sim$	150	IJ	394, 200	4, 730, 400
4	150	IJ	$\sim$	200	IJ	506, 300	6, 075, 600
3	200	IJ	$\sim$	300	IJ	779, 900	9, 358, 800
2	300	IJ	$\sim$	500	"	1, 144, 700	13, 736, 400
1	500億円以上					1,737,400	20, 848, 800

- 注 1. 資本金額が売上金額に比し、いちじるしく過少であるときは、同一業種間の会費負担の均衡上当該会社の会費納入の基礎となる資本金を修正するものとする。
  - 2. 同一会員において、水道、工業水道および下水道事業(以下「水道事業等」という。)に関する営業以外の営業をも行なっているときは、会費納入の基礎となる資本金は水道事業等の専業度を勘案して修正するものとする。
  - 3. 前各号の資本金の修正は、理事会が決定するものとし、その決定に異議のあるものは、当該会員と理事会が協議して決定するものとし、決定されたときは、これを会費納入の基礎となる資本金とみなす。

### 専業度の意義

ここでの専業度とは、貴社事業が上水道、下水道、工業用水道等を含めたいわゆる 水道事業に関連する度合を指し、具体的には貴社各種事業部門の総売上額に対する 水道事業部門関係売上の比率を言い、算式的には次の通りとなります。

> <u>上水道、下水道、工業用水道事業部門売上額</u> = 水道関連比率 各種事業部門の総売上額(水道関連含む)

(試算例) 上下水道、工業用水道部門売上額20万円 =20%(專業度) 総売上額100万円

### 資本金の修正算出

会費等級決定の基本的資料となるべき適正資本金は、下記の通り修正されることとなります。

公称資本金×水道関連比率=修正資本金 (試算例) 資本金5,000万円×専業比率20%=1,000万円(修正)

### 会費の算定

弊会資格審査委員会において修正資本金の適正を認定し、更に諸条件勘案の うえ、会費基準表に照らし会費等級の決定を行います。

以上